

【資料 1】

「魚病対策促進協議会」開催要領

1. 趣 旨

水産業の成長産業化を実現するためには、養殖業発展のための環境整備に取り組むこと求められており、今後、安定的に養殖魚を増産していくため、食の安全を前提とした上で、魚病対策の充実と迅速化に取り組んでいく必要がある。

こうした状況を踏まえ、規制改革実施計画（令和元年 6 月 21 日閣議決定）においても、魚病対策の迅速化に向けた取り組みとして

- ① 魚病対策に関する情報の共有化や学術交流を行うため、獣医師、医薬品メーカー、水産試験場、大学等研究機関、養殖業者等により構成される協議会を設立すること。
- ② 当該協議会において、当該計画に定められた規制改革の内容の措置の結果、魚病対策がどれだけ迅速化されたかの評価を実施すること。
- ③ 当該協議会において、魚病に詳しい獣医療の事業者団体の設立に向けた検討を促すこと。

が決定されたところである。

このため、魚病対策促進協議会（以下「協議会」という。）を設置することとする。

2. 構成員

協議会は別紙に掲げる委員により構成し、必要に応じ、委員以外の実務に精通した者の出席を求めることができることとする。

3. 座長及び座長代理

- （１）協議会には、座長及び座長代理を置く。座長は委員の互選により選任し、座長代理は委員のうちから座長が指名する。
- （２）座長は、会務を総理し、協議会の議長となる。
- （３）座長代理は、座長を補佐し、座長が欠席の際は、その職務を代理する。

4. ワーキンググループ

- （１）協議会には、必要に応じてワーキンググループを置くことができる。
- （２）ワーキンググループの委員は、座長が指名することとし、必要に応じ、実務に精通した者の出席を求めることができることとする。

5. 運営

- (1) 協議会及びワーキンググループは原則公開とする。ただし、意見交換会の運営に著しい支障があると認められる場合には、非公開とすることができる。
- (2) 協議会及びワーキンググループの配布資料は、農林水産省のホームページにより原則公表する。
- (3) 協議会及びワーキンググループの議事録は、意見交換会終了後、委員の了承を得た上で、農林水産省のホームページにより公表する。

6. 事務局

事務局は消費・安全局畜水産安全管理課水産安全室に置くものとする。

7. その他

協議会及びワーキンググループは、水産用医薬品の開発促進を進める観点から、国立研究開発法人水産研究・教育機構 増養殖研究所が設置する「水産用医薬品開発促進連絡会」と連携を図ることとする。